

達令公示第 6 号

宗務所事務分掌規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

宗務所事務分掌規程の一部を改正する達令

宗務所事務分掌規程（1991年達令公示第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第13号を削り、第14号から第32号までを1号ずつ繰り上げ、第26号を削り、第27号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）宗宝及び宗史蹟に関する事項

第13条第8号を削り、第9号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号から19号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第6号から第25号までを1条ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）機関紙「同朋新聞」の発行に関する事項

附 則

この達令は、2025年7月1日から施行する。